

# 令和6年度 償却資産(固定資産税)

## 申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在に所有している償却資産について、申告していただくことになっています。(地方税法第383条<固定資産の申告>)

また、「新たに店舗を構えた」「事業を起こした」「太陽光発電を始めた」等で償却資産を取得した方、未申告の資産をお持ちの方なども申告が必要ですので、この「申告の手引き」をご覧ください、下記提出期限までに必ずご提出くださるようお願いいたします。

なお、前年度に申告された方で、前年中に資産の増減がなかった場合や全ての資産が無くなった方も申告が必要です。

### 申告書の提出期間

令和6年1月4日(木) から 1月31日(水) まで

#### 《申告書の提出》

##### ①窓口への提出

【受付場所】 本庁舎 税務課(固定資産税係) 1階 25番窓口  
二ツ井町庁舎 総務企画課 1階 8番窓口

【受付日時】 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分

##### ②郵送での提出

〒016-8501 秋田県能代市上町1番3号

能代市 総務部 税務課 固定資産税係 宛て

##### ③インターネットによる申告(eLTAX)

利用方法や操作方法は下記にお問い合わせください。

・ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

・電話 0570-081459

受付時間: 9時～17時(土日祝、12/29～1/3を除く)



※申告書控えに受付印が必要な場合は、提出用と控え用の2枚を提出してください。郵送で申告書控えの返送が必要な場合は、必ず切手を貼った返信用封筒をご同封ください。

#### 《問合わせ先》

能代市 総務部 税務課 固定資産税係

電話 0185-89-2127(直通) FAX 0185-89-1764

E-Mail [zeimu@city.noshiro.lg.jp](mailto:zeimu@city.noshiro.lg.jp)

# 目次

<b>1 償却資産とは</b>	
(1) 償却資産の種類と具体例	1
(2) 家屋と償却資産の区分	1
(3) 業種別の主な償却資産の例	2
<b>2 申告から納税までの流れ</b>	3
<b>3 提出していただく書類</b>	
(1) 申告内容及び提出書類	3
(2) 電算申告される方	3
<b>4 申告に際して</b>	
(1) 申告していただく方	4
(2) 申告対象となる資産	4
(3) 申告対象資産の留意事項	4
① 少額資産	4
② リース資産	4
③ 建物を賃借されている方（テナント）が施した内装等	5
④ 償却資産の課税対象となる車両について	5
⑤ 固定資産税の賦課期日（1月1日）と事業年度との関係	6
⑥ 消費税等の取扱い	6
(4) 申告の対象とならない資産	6
<b>5 国税との比較</b>	6
<b>6 評価及び課税</b>	7
<b>7 非課税及び課税標準の特例等</b>	
(1) 非課税となる資産	7
(2) 課税標準の特例が適用される資産	7
(3) 過疎地域における課税免除	8
<b>8 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合</b>	8
<b>9 課税台帳の閲覧及び審査の申し出</b>	8
<b>10 実地調査のお願い</b>	8
<b>11 償却資産申告書の記入例</b>	
(1) はじめて申告される場合	9
(2) 前年度以前に申告された場合	9
(3) 各項目について	10
<b>12 種類別明細書の記入例</b>	
(1) はじめて申告される場合	11
(2) 前年度以前に申告された場合	12
(3) 各項目について	13
<b>【参考】 耐用年数表</b>	14

# 1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が、その事業のために用いている構築物・機械・器具・備品等が対象となります。

## (1) 償却資産の種類と具体例

種類	種類の名称	主な償却資産の例示
第1種	構築物	舗装路面（駐車場舗装）、門扉、塀、看板、自転車置場、緑化施設、庭園、屋外給排水管、外灯、広告塔、煙突等
	建物附属設備	受変電設備、可動間仕切り、中央監視制御装置、予備電源装置、日よけ設備、LAN配線、賃借人による内装等の造作等
第2種	機械及び装置	顧客のための厨房・洗濯設備、各種製造設備、印刷設備、建設機械、太陽光パネル等
第3種	船舶	一般船舶、漁船、釣船、ボート、遊覧船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬具、貨車等
第6種	工具・器具及び備品	インターホン設備、防犯カメラ、陳列ケース、理美容機器、パソコン、複写機、印刷機、ルームエアコン、自動販売機、レジスター、机、椅子、その他の什器備品等

## (2) 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備が取り付けられていますが、固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています（2ページ参照）。

### <家屋と設備等の所有者が同じ場合>

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は事業の用に供されているもの等については償却資産として取扱います。

### <家屋と設備等の所有者が異なる場合>

賃借人（テナント）等が取付けた内装・造作及び建築設備等については償却資産として取扱います。

## 【附帯設備(建築設備)の家屋と償却資産の区分について】

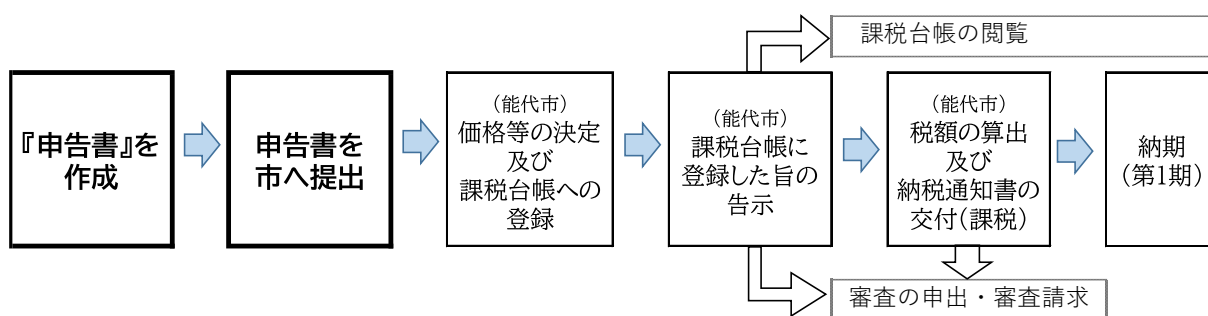
設備等の内容		家屋と設備等の所有者関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	床、壁、天井仕上	○			○
2	工場等の動力源である電気設備		○		○
3	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、無停電電源装置		○		○
4	中央監視制御装置、電話交換機		○		○
5	電気設備（2，3，4に該当するものを除く）	○			○
6	冷凍倉庫における冷凍設備		○		○
7	ネオンサイン、スポットライト、投光器		○		○
8	屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管		○		○
9	給排水、衛生設備及びガス設備	○			○
10	冷房、暖房及び通風設備又はボイラー設備 (工場における生産設備であるボイラーを除く)	○			○
11	昇降機設備	○			○
12	消火、排煙、災害報知設備	○			○
13	エアーカーテン及びドア自動開閉装置	○			○
14	金庫室の扉	○			○
15	店用簡易装備、間仕切（簡易なものを除く）	○			○

(注) 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合があります。

## (3) 業種別の主な償却資産の例

各業種 共通のもの	駐車場設備・受変電設備・舗装路面・外溝・外灯・ネオンサイン・広告塔・看板・簡易間仕切・事務机・椅子・応接セット・ロッカー・エアコン・パソコン・コピー機・タイムレコーダー・テレビ・金庫・レジスター等
小売店	商品陳列ケース・陳列棚・陳列台・自動販売機・冷蔵庫・冷凍庫・日よけ等
喫茶店・飲食店	接客用家具・厨房設備・カラオケ機器・放送設備・冷蔵庫・製麺機等
理容業・美容業	理(美)容椅子・洗面設備・消毒殺菌用機器・タオル蒸器・サインポール等
クリーニング業	洗濯機・脱水機・乾燥機・プレス機・ビニール包装設備等
医院・歯科医院 薬局業	各医療機器（X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CT装置、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、光学検査機器など）・薬品戸棚・冷蔵庫等
印刷業	各種印刷機・活字盤鑄造機・裁断機等
建設業	ポータブル発電機・ブルドーザー・パワーショベル・コンクリートカッター・ポンプ・ミキサー各種工具等
自動車整備業	旋盤・溶接機・充電器・コンデンサー・検査工具・事務機器等
製造業	各種製造設備・旋盤・ボール盤・梱包機等
農業	耕運機・ビニールハウス・梨棚・選果機・精米機・乾燥機等

## 2 申告から納税までの流れ



※課税台帳の閲覧及び審査の申出等については、8ページをご確認ください。

## 3 提出していただく書類

### (1) 申告内容及び提出書類

下記の書類を提出してください。

区分	提出書類等	提出する書類	申告内容
はじめて申告される方		<ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産申告書</li> <li>種類別明細書 (増加資産・全資産用)</li> </ul>	種類別明細書には1月1日現在、市内に所有する全資産を記入
前年度申告された方		<ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産申告書</li> <li>種類別明細書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回申告後に増加・減少のあった資産</li> <li>前回までの申告において未申告となっていた資産</li> <li>申告済みの資産に修正が生じた場合</li> </ul> <p>※市から送付された種類別明細書に増加または減少資産を記入してもかまいません。</p>

※申告する資産がない方は、申告書「18.備考」欄に『該当資産なし』と記入してください。その後、資産が生じた際は必ず申告してください。

### (2) 電算申告される方

電算申告される方は、以下の要件を全て満たす書類を提出してください。

- ・「償却資産申告書」及び「種類別明細書」が総務省令で定める（当市が郵送した申告書と同様の）様式であること。
- ・全資産について1月1日現在の評価額を記し、申告書の下段についても計算結果を記入すること。
- ・「全資産」と共に「増加資産」、「減少資産」の明細が添付されていること。

## 4 申告に際して

### (1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在、能代市内に事業の用に供することができる償却資産を所有している方です。申告は資産が免税点未満(課税標準額の合計が150万円未満)の方、令和5年中に資産の購入や廃棄がない方、資産の入れ替えがない方も必要です。廃業・転出等の場合は、申告書の備考欄に記入の上、提出してください。

### (2) 申告対象となる資産

令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ・償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ・建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ・遊休又は未稼働の資産
- ・改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区別します)
- ・福利厚生のために供するもの
- ・使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に償却しているもの
- ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

### (3) 申告対象資産の留意事項

#### ① 少額資産

	取得価額	国 税(法人税・所得税)	申告
個人	10万円未満	必要経費	不 要
	10万円以上20万円未満	3年一括償却	必 要
		減価償却	
20万円以上30万円未満	減価償却		
法人	10万円未満	損金算入	不 要
		3年一括償却	
		減価償却	必 要
	10万円以上20万円未満	3年一括償却	不 要
		減価償却	必 要
20万円以上30万円未満	減価償却		

#### ② リース資産

契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
賃借期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産は回収など。	申告不要	申告必要
所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となるような場合。	申告必要	申告不要

### ③ 建物を賃借されている方(テナント)が施した内装等

テナントが施した下記の資産、家屋の附帯設備（電気、給排水、空調設備など）や内部造作でその事業に用いている場合は、テナントが所有する償却資産（特定附帯設備）として申告する必要があります。

- ・木造家屋：外壁、内壁、天井、造作、床、建具
- ・非木造家屋：外周壁骨組、間仕切骨組、外部・内部・天井・屋根仕上、建具

### ④ 償却資産の課税対象となる車両について

大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。下記に記載されている車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。ナンバーの登録の有無にかかわらず、すべて申告してください。

※ただし、同種の車両であっても、下記表右の要件にすべて該当しない場合は、小型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車の登録が必要です。

＜道路運送車両法施行規則第2条別表第1より＞

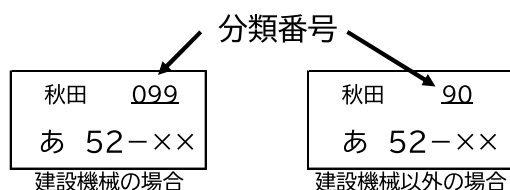
大型特殊自動車の種類	自動車の構造および原動機	大型特殊自動車の要件（償却資産対象）
一般用建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に <u>1つでも該当する場合は</u> 、大型特殊自動車です。 ①最高速度が <u>15km/h</u> を超える。 ②長さが <u>4.7m</u> を超える。 ③幅が <u>1.7m</u> を超える。 ④高さが <u>2.8m</u> を超える。
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が <u>35km/h以上</u> の場合は大型特殊自動車です。 ※最高速度が35km/h未満の場合は、小型特殊となります。
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

＜参考＞大型特殊自動車の「分類番号」

大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合の「分類番号」は次のとおりです。

- ・建設機械：「0」、「00～09」、「000～099」
- ・建設機械以外のもの：「9」、「90～99」、「900～999」

〔例〕



## ⑤ 固定資産税の賦課期日(1月1日)と事業年度との関係

決算日から賦課期日（1月1日）までの資産の増減についても申告漏れのないように注意してください。

《例》9月末日が決算日の場合は、令和5年10月1日から令和6年1月1日までの資産の増減も申告してください。

## ⑥ 消費税等の取扱い

消費税等を取得価額に含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税等を含めた取得価額で申告してください。

### (4) 申告の対象とならない資産

- ・土地や家屋として、固定資産税が課されているもの
- ・自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきもの（実際に自動車税(種別割)等が課税されている必要はありません。）  
例：工場内のみで使用し、公道を走らないフォーク・リフト等  
※大型特殊（分類番号が0、00～09、000～099、9、90～99、900～999）は償却資産の課税の対象となります。
- ・無形固定資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権、営業権等）
- ・繰延資産（開業費、試験研究費等）
- ・棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ・非減価償却資産（書画、骨董等で希少価値を有し代替性がないもの）
- ・平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの。
- ・自己所有の建物を通常の維持管理から改修した場合の費用

## 5 国税との比較

国税（法人税・所得税）と地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いの主な違いは下記のとおりです。

項目	国 税 (法人税・所得税)	地 方 税 償却資産(固定資産税)
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	一般の資産は定率法、定額法の選択制度	一般の資産は定率法
前年中の新規取得資産	月割償却(一定の場合は簡易償却)	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認める	認めない
特別償却・割増償却	認める	認めない
増加償却	認める	認める
評価額の最低限度	1円	取得価額の100分の5
改良費	合算評価	区分評価



## 6 評価及び課税

区 分	説 明								
納税義務者	令和6年1月1日現在、償却資産を所有し、償却資産課税台帳に登録されている方です。								
賦課期日	毎年1月1日が賦課期日となり、その年の途中で機械等を滅失してもその年度は課税されます。								
評 価 額	申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基に計算し評価額を算出します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産取得時期</th> <th>評 価 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年中に取得</td> <td>取 得 価 額 × 減 価 残 存 率 (前年中取得のもの)</td> </tr> <tr> <td>前年前に取得</td> <td>前年度評価額 × 減価残存率 (前年前取得のもの)</td> </tr> </tbody> </table>	資産取得時期	評 価 額	前年中に取得	取 得 価 額 × 減 価 残 存 率 (前年中取得のもの)	前年前に取得	前年度評価額 × 減価残存率 (前年前取得のもの)		
	資産取得時期	評 価 額							
	前年中に取得	取 得 価 額 × 減 価 残 存 率 (前年中取得のもの)							
前年前に取得	前年度評価額 × 減価残存率 (前年前取得のもの)								
(注) 取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。									
課税標準額	令和6年1月1日現在の償却資産の評価額で償却資産課税台帳に登録されたものです。課税標準の特例の適用がある場合には、適用後の額が課税標準額です。(千円未満切り捨て)								
税 率	税率：1.4 / 100								
税 額	課税標準額 × 税率 (1.4 / 100) ※税額は百円未満切り捨て								
免 税 点	課税標準額が150万円に満たない場合は課税されないため、納税通知書を交付しません。								
納 期	土地・家屋と合算し、4回に分けて納付していただきます。								
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1期(全期)</td> <td>令和6年 5月31日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>令和6年 7月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>令和7年 1月 6日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>令和7年 2月28日</td> </tr> </tbody> </table>	第1期(全期)	令和6年 5月31日	第2期	令和6年 7月31日	第3期	令和7年 1月 6日	第4期	令和7年 2月28日
	第1期(全期)	令和6年 5月31日							
	第2期	令和6年 7月31日							
	第3期	令和7年 1月 6日							
第4期	令和7年 2月28日								
※納期が市の休日等に当たる場合は、市の休日等の翌日が納期限となります。									

## 7 非課税及び課税標準の特例等

### (1) 非課税となる資産

生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、老人福祉法による老人福祉施設等、地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産については、収益事業に係る部分を除いて固定資産税が課税されません。該当する資産がある場合は、「非課税適用申告書」と非課税内容に係る資料の提出が必要になります。

### (2) 課税標準の特例が適用される資産

再生可能エネルギー発電設備(地方税法附則第15条)や先端設備等認定設備(地方税法附則第15条、第64条)について、課税標準の特例により固定資産税が軽減される場合があります。該当する資産を取得された方は、償却資産申告書と一緒に「固定資産税(償却資産)特例適用申告書」を提出してください。

対象設備や適用要件、手続き等の詳細については、市のホームページ「償却資産の申告について」をご覧ください。お問い合わせください。

### **(3) 過疎地域における課税免除**

市では産業の振興により市の発展を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に基づき、「能代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」を制定しています。これにより令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得された事業用資産について、申請により固定資産税の課税免除が受けられる場合があります。対象となる事業や要件判定、手続き等の詳細については、市のホームページ「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る課税免除」をご覧ください。か、お問い合わせください。

## **8 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合**

---

正当な理由がなく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、過料又は罰金が科せられることがあります。

## **9 課税台帳の閲覧及び審査の申し出**

---

申告及び調査に基づいて償却資産の価格等が決定され、償却資産課税台帳に登録されます。4月1日（土日祝日を除く）からは、関係者へ閲覧に供します。

この価格に不服がある方は、所定の期間内に文書をもって審査の申し出をすることができます。

## **10 実地調査のお願い**

---

申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第354条の2の規定により所得税又は法人税に関する書類を閲覧し、地方税法第353条及び第408条の規定により実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いする場合もあり、地方税法に基づき追加課税となる場合もあります。

# 1 1 償却資産申告書の記入例

## (1) はじめて申告される場合

令和 6 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和 年 月 日 能代市長 あて

※所有者コード

受付印

1 住所 〒016-8501 秋田県能代市上町1番3号 (電話 0185-00-3456)

2 氏名 株式会社 能代山本工業社 代表取締役 能代 太郎 (屋号 )

3 個人番号または法人番号 個人はマイナンバーを記入

4 事業種目(資本金等金額) 建設機械の製造 (250 百万円)

5 事業開始年月 令和5年6月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 経理係 能代 花子 (電話 0185-00-4567)

7 税理士等の氏名 税理士 土郎 (電話 0185-00-5678)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記録 有・無

13 税務会計上の償却方法 (定率法)・定額法

14 青色申告 有・無

資産の種類	取得価額			計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構築物	0	0	4,650,000	4,650,000
2 機械及び装置	0	0	12,449,000	12,449,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	0	0		
6 工具、器具及び備品	0	0	300,500	300,500
7 合計	0	0	17,399,500	17,399,500

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 鳥町〇番〇号

16 信用資産 貸主の名称等 (有) 自己所有・借家

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等)

(ハ)前年中に増加した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記入してください。  
(ニ)[前年前に取得したもの(イ)]-[前年中に減少したもの(ロ)]+[前年中に取得したものの(ハ)]の計を記入してください。

企業の電算処理により申告する方のみ記入してください。

## (2) 前年度以前に申告された場合

前年度以前に申告をされた方で、資産に変更がない場合は「18. 備考」欄へ『増減なし』、資産やその他の変更がある場合は下記の記入例または手引き11ページの「18. 備考(添付書類等)」をご確認ください。

令和 6 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和 年 月 日 能代市長 殿

※所有者コード

受付印

1 住所 〒016-8501 秋田県能代市上町1番3号 (電話 0185-12-3456)

2 氏名 株式会社 能代山本工業社 代表取締役 能代 太郎 (屋号 )

3 個人番号又は法人番号 個人はマイナンバーを記入

4 事業種目(資本金等金額) 建設機械の製造 (250 百万円)

5 事業開始年月 平成22年4月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 能代 花子 (電話0185-23-4567)

7 税理士等の氏名 税理士 土郎 (電話0185-34-5678)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記録 有・無

13 税務会計上の償却方法 (定率法)・定額法

14 青色申告 有・無

資産の種類	取得価額			計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構築物	1,900,000			1,900,000
2 機械及び装置	13,082,300	7,257,300	6,449,000	12,274,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	635,000			635,000
7 合計	15,617,300	7,257,300	6,449,000	14,809,000

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 鳥町〇番〇号

16 信用資産 貸主の名称等 (有) 自己所有・借家

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等) 増減なし (※増減がない場合は記入してください。)

令和5年10月1日に株式会社能代税務工業を吸収合併した。  
令和5年11月4日に商号変更した。  
(旧) 株式会社 能代山本工業社  
(新) 株式会社 能代山本税務工業社  
(※処理欄は記入しないでください。)

(ロ)前年中に減少した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記入してください。  
(ハ)前年中に増加した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記入してください。  
(ニ)[前年前に取得したもの(イ)]-[前年中に減少したもの(ロ)]+[前年中に取得したものの(ハ)]の計を記入してください。

企業の電算処理により申告する方のみ記入してください。

資産の状況について、「資産の増減あり」「資産の増減なし」「該当資産なし」を記入してください。  
事業の状況について、「閉鎖」「廃業」「解散」「転出」(〇年〇月〇日)を該当がありましたら記入してください。  
住所・名称等に変更がありましたら、「旧住所」「旧名称」等を記入してください。

### (3)各項目について

#### 1. 住所（又は納税通知書送達先）

- ・主たる事務所等の所在地を記入してください。それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っている場合は、当該事務所等の所在地を記入してください。
- ・ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号まで記入してください。

#### 2. 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

- ・氏名（ふりがな）を記入してください。
- ・所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名（あれば屋号）を記入してください。

#### 3. 個人番号または法人番号

- ・個人の方は12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

#### 4. 事業種目（資本金等の額）

- ・事業の内容を具体的に記入してください。（複数ある場合は主たる事業種目）
- ・法人の場合は、資本金又は出資金の金額も記入してください。

#### 5. 事業開始年月

- ・市内での事業開始年月を記入してください。

#### 6. この申告に応答する者の係及び氏名

- ・この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

#### 7. 税理士の氏名

- ・経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

#### 8. 短縮耐用年数の承認

- ・耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
- ・「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。

#### 9. 増加償却の届出

- ・税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
- ・「有」に該当する場合は、「増加償却届出書」の写しを添付してください。

#### 10. 非課税該当資産

- ・非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
- ・「有」に該当する場合は、非課税適用申告書と非課税内容に係る資料の提出が必要になります。

#### 11. 課税標準の特例

- ・課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
- ・「有」に該当する場合は、固定資産税（償却資産）特例適用申告書等の提出が必要になります。

#### 12. 特別償却又は圧縮記帳

- ・圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。償却資産の評価において、特別償却及び圧縮記帳は適用になりませんが、確認のため記入をお願いします。

#### 13. 税務会計上の償却方法

- ・税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。

#### 14. 青色申告

- ・法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。

#### 15. 能代市内における事業所等資産の所在地

- ・事業所等の所在地が一箇所だけで「1.住所（又は納税通知書送達先）」と同一の場合には、本欄の記入は必要ありません。
- ・二箇所以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれを記入し、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。

#### 16. 借用資産（有・無）

- ・借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には、その資産名及び貸主の名称、住所、電話を記入してください。

#### 17. 事業所用家屋の所有区分（自己所有・借家）

- ・事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

18. 備考（添付書類等）

- ・住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由（商号変更等）・異動年月日・旧住所・旧氏名等、合併があった場合は、合併日・合併法人名・被合併法人名等、増減がない場合は、「増減なし」と記入してください。
- ・所有する資産がない場合は「該当資産なし」と記入してください。
- ・「短縮耐用年数承認書の写し」、「増加償却の届出書の写し」等添付した書類の名称を記入してください。
- ・非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項を記入してください。
- ・納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名を記入してください。  
※納税管理人を定める場合や変更する場合は、所定の届出が必要です。お知らせください。
- ・その他、この申告に必要な事項及び減価償却資産の評価について参考となるべき事項を記入してください。

【取得価額】

- (イ) 前年前に取得したもの ... 印字してある内容に変更がある場合は、二重線で消し、余白に正しい内容を記入してください。変更がない場合は記入不要です。未申告で、所有資産がある場合は記入してください。
  - (ロ) 前年中に減少したもの ... 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
  - (ハ) 前年中に取得したもの ... 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。この欄の合計額は種類別明細書（増加資産用）の取得価額の合計額と同じです。
  - (ニ) 計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) ... 取得価額の合計額を種類別に記入してください。
  - (ヘ) 評価額  
(ト) 決定価額  
(チ) 課税標準額
- 当市の電算システムで計算しますので、記入する必要はありません。ただし、自社の電算処理により申告する方は記入してください。

1 2 種類別明細書の記入例

(1) はじめて申告される場合

種類別明細書には1月1日現在、市内に所在する全資産を記入してください。

令和 6 年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)

行番号	資産コード	資産の名称 (カタカナ)	取得年	取得月	取得日	取得価額	所有資産				備考	
							新	販	※	減		
D1	1	アスファルト舗装工事	1	5	5	10						
D2	2	クレーン	1	4	3	1	4					〇〇工場より受入
D3	2	コンプレッサー	1	5	5	1	4					特例(法附15条41項)
D4	6	印機セット	1	5	5	8						
D5												
D6												
D7												
D8												
D9												
D10												
D11												
D12												
D13												
D14												
D15												
D16												
D17												
D18												
D19												
D20												
小計			4			17,399,500						

※「増減事由」の額は、1.新取得、2.中古取得、3.償却による受入れ、4.その他のいずれかに口印をつけてください。

## (2) 前年度以前に申告された場合

前年度以前に申告をされた方には、申告資産を印字しておりますので、ご確認ください。なお、変更がない場合は、そのまま提出してください。変更がある場合は、下記記入例をご確認ください。前年度以前にeLTAXで全資産申告をされた方には、同封していません。

### ○修正・減少資産等

- ・修正 → 変更等により資産の一部を訂正する場合は、二重線で消し、余白に正しい事項を記入してください。
- ・廃棄・除却による資産の削除 → 種類から耐用年数までを二重線で消し、事由欄に記入してください。

令和6年度 償却資産 種類別明細書		氏名												
		株式会社 能代山本税務工業社												
資産番号	種類	資産の名称 (名称・形式及び規格)	数量	取得時期	耐用年数	取得価額(円)	減価残存率	帳簿価額(円)	本年度評価額(円)	特例適用率	特例コード	本年度課税標準額(円)	事由	残存サイン
1	1	○○○○○○	4	430.4	10	1,900,000								42
2	2	○○○○○○	1	430.4	14	4,450,000								42
3	2	○○○○○○	1	431.3	14	1,375,000								
4	2	○○○○○○	1	409.0	14	3,200,000								11
5	2	○○○○○○	1	416.5	14	2,050,300								12
6	2	○○○○○○	1	415.9	14	2,007,000								13
7	6	○○○○○○	1	504.8	5	635,000								

<b>種類</b> 1.構築物 3.船舶 5.車両および運搬具 2.機械および装置 4.航空機 6.工具・器具および備品	<b>年号</b> 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	<b>事由</b> 01.新品取得 02.中古品取得 03.移動による受け入れ 04.その他 11.売却 12.滅失 13.移動 14.その他 41.一部増加 42.その他訂正 51.価額訂正
--	---------------------------------------	---

① 耐用年数誤り、② 耐用年数改正による修正

- ・耐用年数の記載に誤りがあった場合は、正しい耐用年数と事由欄に「42」と記入してください。  
 ※平成21年度の申告分から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて計算することになり、資産の取得時に遡って再計算するものではありません。

③ 減少資産

- ・減少資産は、資産名称等に線を引き、事由欄に事由「11～14」のいずれかを記入してください。

### ○増加資産

白紙の「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に必要事項を記入してください。

令和6年度 所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)				所有者名			枚のうち						
						株式会社 能代山本税務工業社			枚目						
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例率	課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月								
01	2		コンプレッサー	1	5	5	6	3,550,000	14					①2 3・4	
02	2		クレーン	1	5	5	11	2,899,000	14					①2 3・4 5・2 3・4 1・2 3・4	
20															
小計															

注意:「年号」の欄は、1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和 それぞれ年号に対応する数字を記載してください。  
 「増加事由」の欄は、1.新品取得 2.中古品取得 3.移動による受け入れ 4.その他 のいずれかに○印をつけてください。

④ 増加資産

- ・増加資産は、別添様式(増加資産・全資産用)に資産名称等を記入し、増加事由欄のいずれかに丸印を記入してください。
- ・資産の種類は(1.構築物 2.機械および装置 3.船舶 4.航空機 5.車両および運搬具 6.工具・器具および備品)から数字を記入ください。
- ・記入欄が足りない場合は、任意の様式でも構いません。

※電算処理により申告される方は、必ず全資産がわかる種類別明細書を提出してください。  
 ※種類別明細書(増加資産・全資産用)等の様式は能代市ホームページの「償却資産の申告について」からダウンロードできます。

## (3)各項目について

### 1. 年度

- ・申告の年度を記入してください。

### 2. 所有者名

- ・氏名又は名称を記入してください。
- ・この「種別明細書（増加資産・全資産用）」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を記入してください。

### 3. 資産の種類

- ・「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運搬具」、「6. 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。

### 4. 資産の名称等

- ・資産の名称及び規格等を記入してください。

### 5. 数量

- ・資産の数量を記入してください。

### 6. 取得年月（年号、年、月）

- ・資産を実際に取得した年月を記入してください。
- ・年号については、1. 明治、2. 大正、3. 昭和、4. 平成、5. 令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記入してください。

### 7. 取得価額

- ・当該資産の取得価額を記入してください。なお、取得価額は償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用）を含みます。
- ・圧縮記帳を行っている場合は、償却資産の評価上認められておりませんので、実際の取得価額を記入してください。

### 8. 耐用年数

- ・減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲げる耐用年数を記入してください。
- ・中古資産について見積耐用年数による場合は、その耐用年数を記入してください。
- ・国税局長の承認を得て短縮耐用年数による場合は、その耐用年数を記入し、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。

### 9. 減価残存率

### 10. 価額

### 11. 課税標準の特例

### 12. 課税標準額

記入する必要はありません。  
ただし、電算処理による申告の場合は記入してください。

### 13. 増加事由

- ・該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

### 14. 摘要

次のような事項を記入してください。

- ・課税標準の特例がある資産の適用条項（例：法第349条の3第1項）
- ・割賦販売資産等地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産は、その旨の表示と売主の名称等
- ・短縮耐用年数を適用している資産はその旨の表示
- ・増加償却を行っている資産はその旨の表示
- ・他の市(区)町村からの移動等により受け入れた資産については移動年月日
- ・その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

## 耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数によるものとする定められています。

※耐用年数については、能代市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

### ○中古資産の耐用年数

使用可能期間を見積もった年数を耐用年数とすることができますが、見積もることが困難な場合は、次の方法により耐用年数を計算します。

① 法定耐用年数の全部を経過した中古資産

→その法定耐用年数の100分の20に相当する年数

② 法定耐用年数の一部を経過した中古資産

→その法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の100分の20に相当する年数を加算した年数

(例) 法定耐用年数30年の構築物で、建築後12年を経過したものを取得した場合

$$(30年 - 12年) + (12年 \times 20 / 100) = 20.4年 \rightarrow \text{残存耐用年数} 20年$$

※ 計算した年数が2年に満たない場合は、残存耐用年数を2年とします。

### 耐用年数に応ずる減価率・減価残存率表 (耐用年数30年までの抜粋)

耐用年数	減価率 ( $\alpha$ )	減価残存率		耐用年数	減価率 ( $\alpha$ )	減価残存率	
		取得時期				取得時期	
		前年中 ( $1-\alpha/2$ )	前年前 ( $1-\alpha$ )			前年中 ( $1-\alpha/2$ )	前年前 ( $1-\alpha$ )
				<b>16</b>	0.134	0.933	0.866
<b>2</b>	0.684	0.658	0.316	<b>17</b>	0.127	0.936	0.873
<b>3</b>	0.536	0.732	0.464	<b>18</b>	0.120	0.940	0.880
<b>4</b>	0.438	0.781	0.562	<b>19</b>	0.114	0.943	0.886
<b>5</b>	0.369	0.815	0.631	<b>20</b>	0.109	0.945	0.891
<b>6</b>	0.319	0.840	0.681	<b>21</b>	0.104	0.948	0.896
<b>7</b>	0.280	0.860	0.720	<b>22</b>	0.099	0.950	0.901
<b>8</b>	0.250	0.875	0.750	<b>23</b>	0.095	0.952	0.905
<b>9</b>	0.226	0.887	0.774	<b>24</b>	0.092	0.954	0.908
<b>10</b>	0.206	0.897	0.794	<b>25</b>	0.088	0.956	0.912
<b>11</b>	0.189	0.905	0.811	<b>26</b>	0.085	0.957	0.915
<b>12</b>	0.175	0.912	0.825	<b>27</b>	0.082	0.959	0.918
<b>13</b>	0.162	0.919	0.838	<b>28</b>	0.079	0.960	0.921
<b>14</b>	0.152	0.924	0.848	<b>29</b>	0.076	0.962	0.924
<b>15</b>	0.142	0.929	0.858	<b>30</b>	0.074	0.963	0.926

※減価残存率表については、能代市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。



## 提出前に次の確認をお願いします

- 申告書の「1.住所」欄に住所と連絡先を記入していますか。
- 申告書の「3.個人番号又は法人番号」欄を記入していますか。
- 申告書の「6.この申告に応答する者の係及び氏名」欄を記入していますか。
- 非課税、課税標準の特例の対象資産を取得された場合は、書類の提出が必要です。市へご連絡ください。
- 種類別明細書の増加資産は、耐用年数を記入していますか。
- 種類別明細書の増加資産は、増加事由の欄(1～4)を記入していますか。
- (電算処理方式の場合)全資産の種類別明細書は添付しましたか。
- (控えの返送をご希望の場合)切手を貼った返信用封筒を同封していますか。

